

監査結果公表第17-8号

財政援助団体等の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成17年6月2日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	三 宅 博
同	田 中 久 夫

記

1 措置の通知

財政援助団体等の結果に対する措置の通知

平成17年5月19日付け八教学学第17-2号

八尾市人権教育研究会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 0729-24-3896(直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八教学学第17-2号

平成17年5月19日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	高 田 寛 治 様
同	西 川 訓 史 様

八尾市教育委員会

教育長 森 卓

監査の結果に対する措置の通知について

平成16年12月27日付け監査報告第16-8号の、財政援助団体等監査の結果に基づく措置について、別紙のとおり八尾市人権教育研究会より通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

八尾市人権教育研究会

指摘事項	講じた措置又は経過の報告(できるだけ具体的に記載して下さい。)
研究会の収支と予算外の一 時預り金が会計処理上明確 となるよう事務処理の改善 を図られたい。	措置状況 1. 措置済(17年4月1日)
	平成17年度の会計より適切な事務処理を行うよう改めました。
支出に際しては立替払いが ないよう適切に処理されたい。 また会計帳簿の記入にお ける日付が不適切なものが 見受けられたので適切に処 理されたい。	措置状況 1. 措置済(17年4月1日)
	平成17年度の会計より適切な事務処理を行うよう改めました。